

保護者の皆様

調布市立飛田給小学校
校 長 松田 隆

台風・異常気象に伴う対応について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

台風接近時や異常気象時の対応について、調布市教育委員会の指針に基づき、下記のとおりお知らせします。

記

1 臨時休業・自宅待機の判断基準（市内共通）

- (1) 午前 7 時の段階で、調布市に、「特別警報」（大雨、暴風、大雪、暴風雪等）が発令されている場合は、臨時休業とします。
- (2) 午前 7 時の段階で、調布市に、「大雨警報」・「暴風警報」・「洪水警報」の 3 つが全て出されている場合は、臨時休業とします。
- (3) 午前 7 時の段階で、調布市に、「大雨警報」・「暴風警報」・「洪水警報」のうちいずれか 1 つでも出されている場合は、自宅待機とします。その場合で、午前 10 時までに警報の解除がなされない場合は、臨時休業とします。午前 10 時までに警報が解除された場合は、風雨の状況を見て、「すぐーる」で登校の連絡をします。
- (4) 調布市の警報は次のホームページで確認します。また、「多摩北部」ではなく調布市単独で示されている部分を確認します。

気象庁	http://www.jma.go.jp/jp/warn/319table.html
東京アメッシュ	http://tokyo-ame.jwa.or.jp/

2 その他

- (1) 自然災害が予想される場合は、御家庭の判断で欠席する、登校を遅らせるなどの場合に、欠席や遅刻の扱いとはなりません。ただし、安全確認のため、必ず学校にその旨御連絡ください。また、遅れて登校する場合には、必ず御家族の付き添いをお願いします。
- (2) 大雨後の登校は、絶対に川に近付いたり、のぞき込んだりしないよう、御家庭でも十分に注意喚起をお願いします。
- (3) 警報が解除されていない場合でも、天候の回復の見通しなどによって、柔軟な対応をとることがあります。その場合は、決定次第、「すぐーる」にてお知らせいたします。

【問合せ先】

調布市立飛田給小学校
副校長 國 美奈子
電話 042 (487) 2815